

帝都大震火回顧

八四

警視廳消防部

大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十四秒六〇
そ、吾帝都人士に最も深刻なる印象を與へし瞬間なりと
す、蒼穹は灰色に變し悽愴の響耳を壓し天柱折れ地軸碎く
るを思はしむ、慘絶たる當時の状尙目前に彷彿す、激震僅
に數分間延焼約四十時間に過ぎず、而して數萬の生靈を奪
ひ過半焦土に化す、江戸三百年の文化遷都五十年の文明今
は誇るべき跡形もなく滅し盡したるは此の時間なりとす。
人文の發達は宇宙大自然をも征服し得るものと信じた
るは夢なりき、吾人は今回の震火に由り、大自然の暴虐に
は文明と云ひ人智理化學と云ふも如何とも爲す能はざる
を知れり、然れども又徒らに恐怖し拱手して自然の爲すが
儘なる翻弄を甘受するの不甲斐なきをも知る。

聰明にして勇氣あり責任ある吾人は、創設に改造に人智
の限りを盡して吾が帝都の復興に益々努力すべきなり。
人或は曰ふあり「久しく泰平に慣れたる浮華輕佻に對す
る激勵なり」と、天譴か神意が暫く之を措き、如何にも被
害の甚大にして之れが犠牲たりし同胞數萬の生靈に對し、

眞に哀悼の情禁する能はざるなり、吾人は共存連帯の美
徳を以て相救ひ相助け、捲土重來再び大日本帝國の大都を
建設復興して、質實剛健の眞文化を世界に發揚すること、
吾人の責務にして禍を轉じて福となすは眞に是れ勇者の
力ならずや。

吾消防界に於ても前車の覆轍を思ひ、將來の計に付其の
組織に其の機械に器具に地水利其他各般の設備に、改良を
致す可きの秋なるを痛感したり。

今回の震火災に體驗したる所感は深刻なるもの多々あり
と雖も、未だ震火災後各種の事務に忙殺せられて殆んど
寸暇なく、詳細は之れを後日に譲り、今は只當時の概要を
陳ぶるに止む。

其の一、發火地點の多數

百二十二件 (九月一日地震後午後零時三十分迄三十
分の内尙認知不能のもの多數ある模様)
二十四件 (九月一日午後零時三十分迄
午後十一時三十分迄の内)

僅々三十分を出でずして恰も烽火の如く一齊に各方面

に發したり、時恰も午餐準備の時に際し不意の激震起り、
辛うじて身を以て免れ火氣を始末するの裕なかりし處多
く、又震動の爲め藥品顛倒に依
る自然發火を數ふべく、或は又
地震に依る家根瓦の剝離は飛火
焼失を最も容易ならしめたるこ
と等は大なる原因なり。

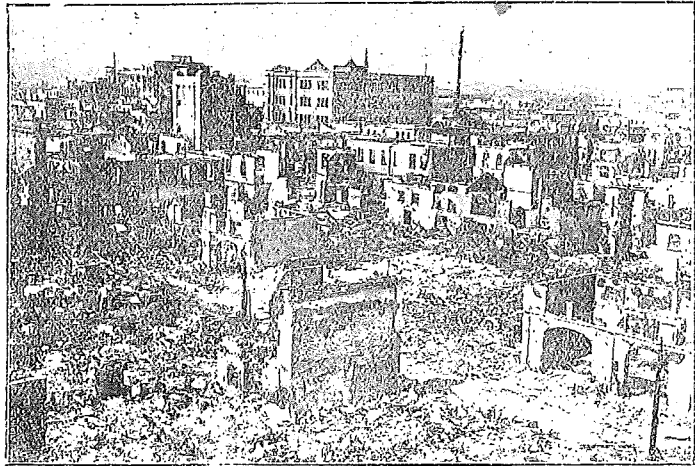
其の二、暴風と旋風並風向の變
更

震災の當時は南方の風十四五
米の強風なりしが、次第に風力
を増加し火勢益々猛度の度を加
ふ、吾消防は三十九隊に分れ之
れを阻止せんものと、必死の活
動を續け一方を防止しては他方
に當り彼處を消止めては此處に
移り、或は破壊を行ひ或は冷却
を行ふ等、百方苦心努力を盡す
も平常の火災と異なり如何にも
獐惡なる反撥力あるを覺えたり、
而して各所に發したる火は
或は合して幅數丁に亘る大火條となり、或は岐れて數條の一勇氣頓に擡けたり、消火栓は用をなさず遽かに配置の移動

火流となり、各相衝突する地點に必ず大小の旋風を起し火
勢刻々擴大せり、加之風位屢々變じ折角惡戰苦闘して辛う
じて防止したる箇所も、左右又
背面の火勢に奪はれ實に遺憾の
極に達し、只管昇天を仰で風力
の静まらむことを祈りぬ、然れ
ども風は却て風速を増し天空の
乾燥益々其の度を加ふ、午後六
時頃より午後十一時頃に至り最
も強く、風速實に毎秒二十六七
米を算ふるの暴風にして、市内
一面猛火の海と化し、殊に宮城
に飛火の及ばんことを恐懼した
り。

其の三、水道の斷水

水道は新水路に於て大小四ヶ
所に破損し、淨水場に於て電力
絶え、市内に分布せる鐵管は到
る處に故障を起し水利は程なく
斷絶したり、消防唯一の力たり
し水は如斯にして枯渴し各隊の



土焦の近附町樂有谷比日

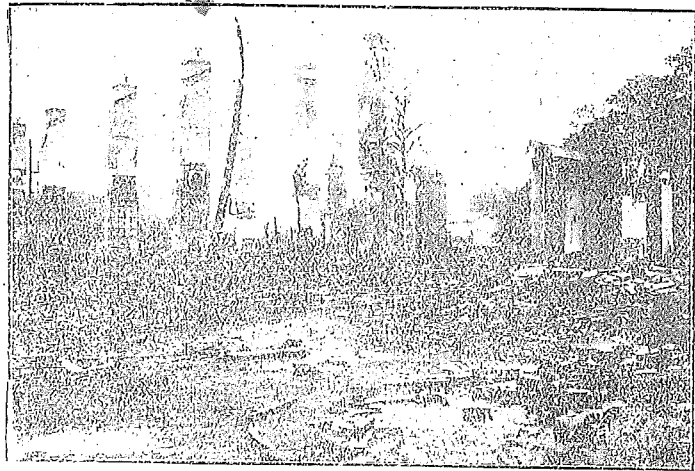
帝都大震火回顧

八五

を行はざるべからず、延焼の速度最迅速なる火勢を前にし一十尺の底に水あり流れあるも使用し得ざるなり、又或は人家河岸に瀕比し或は通路に乏しければ、川あり水あれども接近し得ざるなり、従来水道断絶の際に備へたる充分の準備なかりしを深く遺憾とす。

其の四、通信連絡断絶
震災と同時に電話火災報知機不通となり、交通機關は絶ゆる橋梁は墜落焼燬し、爲めに凡ての連絡は絶たれ、命令の周知報告連絡の徹底は削かれ、各部署に於て個々の惡戰死守を續くるのみにして、悲壯實に孤城落莫の感深きを覚えぬ。

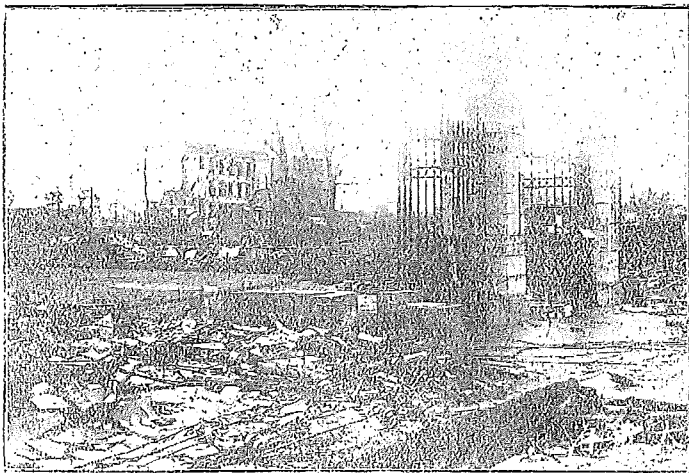
其の五、避難民道路殺倒
強風は火炎を翻弄して益々擴大し、避難者は火炎に包まれて通路を失ひ、或は家財を負ひ或は老幼を携へて道路に充満し、通路橋上に堆積したる家財は延焼を媒介し、消防自動車の進路を遮て活動が妨ぐることを勘からず、遂には四圍の火災



大藏省の焼跡

八六

に侵され仰筒機械過熱故障を生じ操行不能に陥り、萬斛の恨を残して機械を抛棄し肉弾を以て救助に當るが如き、四圍の状況一として非ならざるはなし、尙ほ痛恨の涙を抑へ最後の苦闘を續けて高地一帯其他残存の地域を防ぐに努め、地震の當初より四十時間食を取るの暇なく、殆んど土を嘗め泥水を飲み傷を包みて奮闘せり、如何に天災地變とは云へ斯も惨害の甚しきが、茫然として焼野原に立ち暗然として只瓦礫灰燼の堆きを眺むるの時、昨日迄は大厦高樓の軒を並べ文明の粹を集めて東洋に誇りし大帝都の繁榮を想ひ、滂沱たる涙轉た禁する能はず、仰て宮城を拜すれば巍然として天佑に満ち崇高の念抑ゆる能はざるものあり、蓋し明曆の大火は有史以來の大火と聞く、然れども其の發火點を調ぶるに僅々數ヶ所に過ぎず、之れを今回百有餘ヶ所より而かも僅一以て今日に及びり、前後勤績三十年精勵恪勤稀に見るの人



文部省の全焼

かに三十分を出でずして一齊に火の手を擧るに至りしこと之の全く未曾有なるを識る、更に茲に特筆すべきは吾が第六消防署長を初め消防職員二十二名の悲壯なる殉職なり、當時の勇姿今尙ほ眼前に彷彿す。

噶杉浦消防署長の悲壯なる殉職

第六消防署長

警視廳警視從七位 杉浦泰君

君は作州勝山藩の出身、明治二十七年岡山縣巡查を拜命し、三

十年出京の目的を以て一旦退職し、出京直に警視廳巡查拜命

深川警察署勤務となり、三十五年巡查部長に進み、四十三年始

めて警部補の創設と共に任官、

同年警視廳消防士に進み第一、

第二第三署に歴任したるも、大

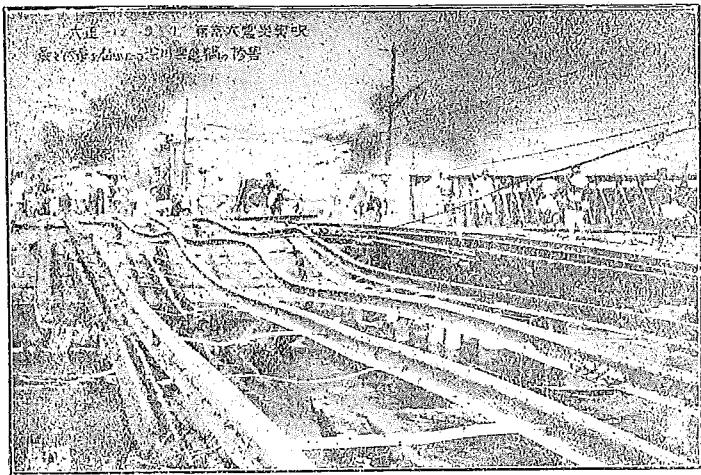
正五年再び深川に歸り第六消防

署次席となり、本年一月藤田署

長の轉任と共に署長に喬遷され

八七

なり、君は管内消防充實と、民衆の生命財産保護に盡力し、一圏内罹災民避難の血路を拓かしむるに努む、此時背後伊豫八月有志の寄附に依り辨天橋梁に新築竣りたる洲崎消防出張所の開所式打合の爲め、九月一日用務を帯び参廳中大震災の襲來に會し、急遽退廳午後零時三十分頃歸署、殘留署員より管内各方面火災の状況を聴取したる上消防部へ報告方を指示し、署長は即時單身火勢最も擴大せる深川區東大工町東京紡績株式會社の現場に出動、火掛中の黒江町消防隊及二番組を指揮督勵し、之を大富橋梁に移動して鎮壓防禦に當らしめ、轉じて森下町電車交叉點及高橋通に急行して、本署消防隊の力戰せる西森下町及西六間堀方面の防禦を指揮し、而して火面擴大漸次東西森下町火勢包圍の状態に瀕し、避難者の危機刻々に迫るを見て、部下を督して新大橋通電車軌道以北火勢稍衰へんとする方面の消防に力を集中して、



深川黒龜橋の慘害

橋を越え本所林町方面より潜捲し來る猛火は、東森下町一帯に迫り猶豫し難きを以て、署長は猛火包圍裡に留まれる沿道罹災民に急遽避難方を警告指導しつゝ、危険に瀕せる同町所在第六消防署廳舎に急行し、殘留署員避難並重要書類機具の搬出状況を見届けんと歸署檢分中、既に廳舎は猛火の襲ふ所となり血路を見出すに由なく、同月一日午後四時三十分頃遂に同署玄関入口に於て火煙の爲めに窒息し、次で廳舎の焼失と共に焼死したるものなり。

九月一日夜來署長の行衛不明の旨同月二日署員より報告に接し調査するに、署長は最後迄火勢包圍裡の危険地に活動し居りたるを確め、爾來捜索班を設け該地域に於て死體捜索中の處、去月二十九日深川東森下町第六消防署玄関口に於て、

瓦礫の下より白骨となれる死體並制服に附着せる略肩章の金屬部一組鈕釦二個、蛇腹金線の一部を發見收容し、正に署長の死體なることを確認し、同時に關係署員の當時現認したる諸種の状況を綜合し、前叙の如く四方に奔走して諸隊を勵まし、遂に四方火勢に包まれ尙ほ避難せんと欲せば之を得るに拘らず、

職責を重じて死地に留まり遂に悲壯なる殉職を遂けたるものなるが、君は資性卒直平素職務に熱心忠實にして江東に在任長く、消防界に盡したる功績又大なりしに惜しむべし享年實に五十歳、宜なる哉官其功を録し警視廳警視に進め、特に勳七等青色桐葉章を賜ふ、

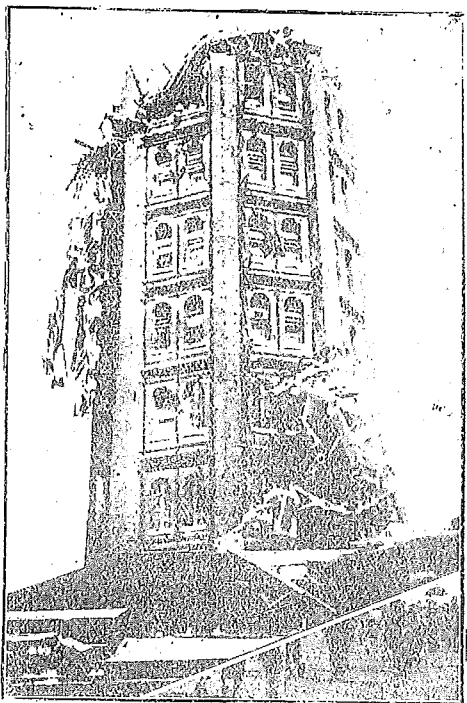
聖恩枯骨に及び誠に餘榮ありと謂ふべし。

纏と共に戦に噎れたる鳥海組頭

第二消防署第一番組

消防組頭 鳥海久藏君

帝都大震災回顧

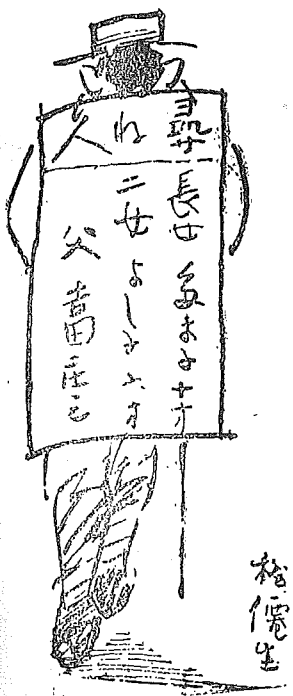


淺草二十階の墜落

警視廳附近の出火に出場、第一消防署所屬組員と協力して同署本隊の注水作業に援助し、或は部下を指揮して家屋破壊作業に従事して延焼防止に努め、此の方面の延焼の憂なきを見るや轉じて京橋區八官町の防火に従事し、次で午後十時三十分頃麴町内幸町胃腸病院附近の火災擴大を見る

や、部下の關、木下、古尾谷消防手外二名を指揮して現場に駆付け、將に延焼せんとする同院の物置及板塀を破壊し極力延焼防止に力の、稍火勢鈍りたるも一方火焰は忽ち病院裏手の民家に延焼し、溜池川を突破して芝區新幸町なる王

子製紙會社の建物を襲ひ、隣接せる櫻田小學校の木造大夏に飛火し事態急迫せるを以て、君は直に部署を土橋に移動し同所先著の二本榎消防隊に應援消火に努むる内、猛火は折柄の強風に煽られて櫻田本郷町電車を突破して遂に烏森町を襲ひ火勢益熾烈となり、此の間西北の風位は北西に變じ風下の愛宕下町方面危険に陥りたるを認め、時を移さず同町の避難民を空地ある愛宕下町二丁目元林伯爵跡へ收容し、一面部下及町民を督勵して猛火の撃退と救護の指揮に努めたるも、偶々新橋方面より芝口方面を南下する火勢と合し、火勢包圍の形勢に急轉したるを以て、避難民二百餘人を安全なる濱離宮に走るべく大聲警告し、組頭は部下の一等消防手古尾谷重治等と共に猛火の裡に踏止りて、極力火勢の防止並附近罹災者の避難を援護する内、遂に猛火に包圍せられ同日午後十一時三十分頃、愛宕下町二



梅田生

丁目三番地元林伯爵邸跡にて避難者の爲めに血路を拓かんと必死の奮闘を續けたるも及ばず、遂に古尾谷消防手の捧持する纏と共に悲壯なる最後を遂げたり、而して又同邸内には組頭等と踏止り奮闘したる町民の死體三十餘箇を發見したるに徴するも、如何に火足の迅速にして包圍の急激なりしを推知するに餘あり。

烏海組頭が悪戦苦闘飽まで消防組員の天職を重じ、身命を挺して火災防禦及罹災町民の避難を援護し、必死の努力能く二百餘人を危地より救出せる其機敏適切なる所置は、當然の職任とは云へ特筆するに足る顯著なる功績にして、遂に士氣精神の表徴たる纏と共に職に殉じたる壯烈の最後は、全く崇高なる義勇奉公心の發露にして、當に仁俠の犠牲を生命とする義勇消防の精華たると共に世道人心を薰化するに足るの活教訓なりと認む。



◆有史以來の大震災

大正十二年九月一日、此日は翌日に二百十日の厄日を控へ前日の午後中央氣象臺は警報を發し午前三時頃には風雨を催したので人々何となく安き心もなかつたのであるが夜の明るる頃には幸に名残りなく霽れ上りて初秋の氣分すがすがしく此分なれば大厄日も先は心安かるべく市民の面に祝ひの色も見へ初めたるも神ならぬ身の詮方なく時は午前十一時五十八分最早午餐に近づき各家其仕度に取り々なる折しもあれ何處とも知らぬ遠方より物すごい異様の響傳はりしと思ふ間もなく大地は忽ち大震動を初め其一刹那建築の精と輪奐の美とを極めたる大厦高樓は物かは並び建てる大店小舗或は全然倒潰し或は瓦壁半墜落し濛々たる土烟の間に悲鳴をあげて逃げ迷ふ老若男女と倒潰家屋の下敷となつて一たまりもなく壓死したるもの兒は親を顧るに暇なく老は幼を助くるに由なく次々に火災を以てし炎々たる黒烟は八方に起りて茲に全市は

一朝にして阿鼻叫喚修羅の巷と化しぬ爾來數日に亘りて猛火は到る處暴威を逞し財を燒き命を奪ひ其慘狀到底筆紙の能く盡くす所にあらずして話半分なる古來の諺は今回の災害に依りて全く裏切らるゝ程の峻烈を極めた而して此災害は單り帝都のみならず横濱を初め神奈川県下の海岸一帯及千葉縣の北條館山等の附近に於て同く慘酷を極め其他静岡山梨埼玉茨城の隣縣又多少其害を被らざるはなく實に世界有史以來の最も悲惨なる大災害の一に算ふべきである隨て一々其詳細なる狀況を記するの煩を避け具體的に其統計を掲げて他日の參考に遺さんと思ふ。

被害世帯及人口並百分比例數

| 一、被害世帯 | 全潰 | 半潰 | 全燒 | 半燒 | 流失 | 合計 |
|--------|------|------|-------|-----|----|-------|
| 東京市 | 八、八五 | 八、九三 | 二七、〇七 | 〇 | 〇 | 四六、八五 |
| 横濱市 | 二、六五 | 七、九三 | 六、六一 | 六、〇 | 〇 | 二二、五九 |
| 東京府 | 一、九〇 | 二、九 | 一、八三 | 〇 | 〇 | 六、六三 |
| 神奈川県 | 六、二六 | 三、〇 | 六、四七 | 七 | 〇 | 一五、七四 |
| 千葉縣 | 一、三 | 七、五 | 〇 | 〇 | 〇 | 八、八 |
| 埼玉縣 | 四、七 | 三、三 | 〇 | 〇 | 〇 | 八、〇 |

◆山本内閣總理大臣の告諭

山本總理大臣は本誌巻頭に掲載せる大詔の煥發に次ぎ左の告諭を發表せられた

我至仁至慈なる天皇陛下には今回震災の被害極て慘憺なるを深く軫念あらせられ曩に内帑の資一千萬圓を下し賜ひ今亦大詔を煥發して惠撫慈養の道を示し給ふ不肖就任後日尙淺く此鳳命を拜して恐懼措く所を知らず敢て帝都復興の計を立て以て上は宸襟を安し奉り下は數百萬罹災者をして生活の安定を得しめむことを期す今回の震災は其の區域一府四縣に跨り東京を始めとして横濱其の他湘南房總の地特に被害の甚しきものあり家屋を燒盡し父母骨肉を喪ひたる幾百萬の災民の殘壁煉瓦の間に佇みて食ふに糧なく着るに衣なく焦髮爛身命旦々に迫る者比々皆然り在留外國官民の遭難者亦甚多し是れ不肖の共に心痛已まざる所なり此の時に際し友邦の元首を始め各國官民の今次事變に際し至大なる救援の厚情を表せられたるは不肖同胞と共に感謝措く能はず但夫れ多數罹災民は概ね能く危急を冒し艱苦に耐へ沈着の態度を失はざりしも此の間多少の常軌を逸したる者あるを免かれず此の如きは一時の誤解に外ならざりしを以て今や全く其の迹を絶てり

| 一、被害人口 | 死者 | 傷者 | 行衛不明 | 合計 | |
|--------|-------|-------|------|--------|--------|
| 山梨縣 | 九五 | 二、六九 | 〇 | 〇 | 三、九一四 |
| 静岡縣 | 四、三九 | 五、三三 | 〇 | 〇 | 一〇、七二六 |
| 茨城縣 | 一〇 | 三〇〇 | 〇 | 〇 | 五、九 |
| 總計 | 一〇、一六 | 九、八五 | 三、〇九 | 七、一四一 | 五、五、四一 |
| 二、被害人口 | 死者 | 傷者 | 行衛不明 | 合計 | |
| 東京市 | 六五、三九 | 二〇、〇四 | 三、五一 | 一、九、八七 | 五、七 |
| 横濱市 | 三、四〇 | 四、〇三 | 三、八三 | 六、六七 | 一、五、三 |
| 東京府 | 六七、〇〇 | 三、三九 | 六、九七 | 一、五、三 | 三、〇八 |
| 神奈川縣 | 二、四八 | 六、六九 | 三、五九 | 九、三六 | 七、〇 |
| 千葉縣 | 一、四五 | 二、七四 | 二 | 四、四 | 〇、〇 |
| 埼玉縣 | 二七 | 五七 | 〇 | 〇 | 〇、一 |
| 山梨縣 | 一〇 | 一六 | 〇 | 〇 | 〇、〇 |
| 静岡縣 | 三六 | 一、四 | 一三 | 一、三 | 〇、〇 |
| 茨城縣 | 一〇 | 五 | 〇 | 〇 | 〇、〇 |
| 總計 | 九、〇八 | 一〇、一三 | 四、七 | 一、四、五 | 一、〇、一 |

備考 以上一、二表共其百分比は九月一日の現在數に對するものである

固より今次の變災に方り政府は夙に臨機の措置を取り戒嚴令を布き糧食の供給假舎の急築に着手し極力流言蜚語を禁止し非道を警め民間亦政府と相呼應して賑恤救護の義舉に出づる者多く爲に焦眉の急を逕ふことを得たりと雖一時の救恤は以て災民持久の生活を保障するに足らず是を以て政府は鋭意水陸交通の復活を圖り財政の許す限りに於て金融機關の圓滑を期し衣食住に關する必需品を調達して遭難地方に提供しつゝあり此の場合に際しては官民俱に平時の條規に膠柱せず公道に基き人情に酌み便宜責任を負ひて變通の道を開かむことを切望す

憂ふる所は此の稀有の天災を奇貨とし個人又は會社の生活必需品を運用し機を見て暴利を征せむとするに在り此の如きは最も戒飭せざるべからざる所にして聖慮を注がせ給ふ所亦衆を勞はると共に嚴密に非道を警め以て其の責務を完う



田端驛に於ける汽車避難難民の死體踏躓

此に存す各自能く其の公徳心に訴へて私利を後にし以て多數同胞と苦樂を共にするの覺悟あるを要す例へば保險業の如き事は其の性質上社會公衆の安固を目的とするものなるを以て此の重大なる事變に顧み幾十萬の信頼に頼かざるやう犠牲の精神を發揮して慎重の考慮を盡し營業者終局の利益を期すべく其の他米穀木材船舶等の營業者亦俱に營利の目的を離れて物資の配給に勉め以て同胞共榮の美を濟さざるべからず

政府は今や極力物資を豊富にして之を震災地に急送せしめ都鄙の別なく之が公平なる分配に勉めつゝあり局に當るの所在官公吏は益々物資供給の復活を期して之が普及に努力すべく一般官吏亦此の非常の場合に處して身心の許す限り職務に執掌すべし殊に職に治安の任に在る者に至りては懇切に民衆を勞はると共に嚴密に非道を警め以て其の責務を完う

すべし

願ふに東京は先帝登極の初特に車駕東幸して親しく宮城を定めさせ給ひし所爾來五十有六年の星霜を閲し國都の規模既に備はり政治經濟の樞軸となり文教風化の淵藪となり中外の具に瞻望する所なり之を復興するの努力如何は世界列國の環視する所我邦實力如何を知るの試金石亦此に在り是の故に帝都の復興は單なる一市府の問題にあらずして實に帝國の隆運を進暢する國家重要な事業たり隨つて其の方策は聖旨を奉戴し管に舊時の盛觀を回復するのみに止まらず更に進んで將來の發展を豫想し之が計畫を立てざるべからず之が爲政府は先づ帝都復興審議會を特設し朝野の衆智を集めて重要な案件を審議し別に適當の機關を設け緩急序を逐うて着々其の成案を實施せしめ以て國都たるの實を完うせしめんことを期す茲に恭しく大詔を奉讀して仁慈の渥きに感激し恐懼已む無し熟々考ふるに昌平日久しくして人心漸く浮華に流れ放縱に走り歷代の内閣累次に訓示策勵すれども積弊の馴致する所容易に頹風の一轉を見ず今や非常の難局に際會して宸襟を惱し奉ること此の如し是れ朝野一般練然として大に覺醒すべき秋なり願みれば罹災府縣數百萬の同胞は骨肉に別れ住家に離れ今何短褐雨露に暴され一掬の玄米に露命を繋ぐの情態に沈淪せり苟もこれに同情せば人々相戒

めて華を去り實に就き質素勤儉依て得る所の餘力を以て罹災同胞の救護に應じ同心協力進で帝都復興の難事業に至大の援助を與へ興國の基を固うし以て聖慮に副ひ奉るは不肖の切望して已まざる所なり

◆震災時に於ける重要な法規の一斑

震災時に際し發布せられたる各種法規中最も吾人と密接なる關係を有するもの二三と其發布の理由とを掲げて参考に供する

俸給其他の給與支給期日繰上の件

内務省令第二十九號 大正十二年九月九日
巡查判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ノ俸給其ノ他支給期日左ノ通定ム
巡查、判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ支給スル俸給及手當ハ警視廳神奈川縣、千葉縣、埼玉縣及靜岡縣ニ屬スル者ニ對シテハ大正十二年九月分ニ限り(十月八日省令第三八號を以て更に大正十二年内ニ限りに改む)適宜ノ日ニ繰上ケ支給スルコトヲ得

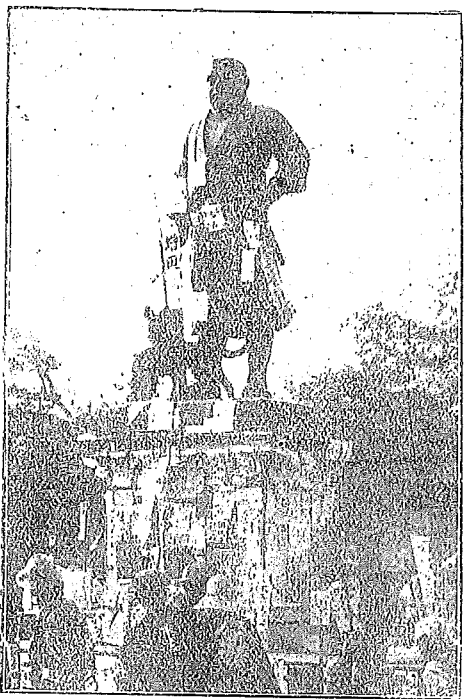
附則

ては之又九月が五日でありましたので定期の日にては困る事もあるべきを彼是考慮せられまして更に内務省令を改正しまして一般官吏以下と同様の繰上支給の取扱を爲すことと致しました譯であります

警察共濟組

合規則中の改正

内務省令第三十號 大正十二年九月十二日
警察共濟組合規則中左ノ通改正ス
第十四條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ非常災害ノ狀況著シキ場合ニ於テハ特ニ月俸三月分ニ相



上野西郷銅像に避難民各種の札

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官吏以下に支給する俸給其の他に關しましては平常に置きましては一般官吏以下内務省所屬の者に在りましては毎月廿一日巡查に在りましては毎月廿五日以後との事になつて居りますが扱て九月一日の震災に依りまして八月分に受けました俸給は既に月末に際して夫々仕拂ひを爲しました後の事でもあり又家財の全部を焼失したことでもありません故家族其の他を郷里に一時歸さむとするにも相當の費用を要しますこととて當局は之等の事情を參酌せられ之が繰上支給に關する勅令並に大藏省令第十七號を發布せられ且巡查並に判任官の待遇を受ける消防手に關しましては内務省令第二十九號の發布を見ました然して九月分は官吏以下は五日に巡查並に判任官の待遇を更ぐる消防手も適宜の日に於て繰上げ支拂を爲し更に十月に入りまし

當スル金額迄ヲ給スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ大正十二年九月一日以降ノ該當者ニ之ヲ適用ス

罹災給與金は從來月俸二ヶ月分に相當する金額以内を給與するの制でありましたが災害の状況の如何に依りまして例へば今回の震災の如き其の程度殊に甚しきものがありまので月俸二ヶ月分に相當する金額迄には尙充分でない嫌があります因つて其の状況の如何を參酌しまして月俸三月分に相當する金額迄を給與し得るの途を講ずるの必要なるを感じまして別に掲げましたる内務省令第三十號を以て非常災害の状況著しき場合に於ては特に月俸三月分に相當する金額迄を給與することを得との但書を加へ本年九月一日以降の該當者に之を適用することとなりました

從つて這般の震災に基きまして悲惨なる状況を呈しまし一警視廳、神奈川縣等の組合員は孰れも此の改正規定に依りまして相當の救濟を受けて居ります

震災警備事に従事務せしむる爲臨時職員設置竝に警察官定員増加の件

勅令第四百十三號 大正十二年九月十二日
震災地ノ警備ニ關スル事務ニ従事セシムル爲警視廳及神奈川縣ニ臨時左ノ職員ヲ置ク
警視廳
警視 專任五人 奏任

警部 專任二十人 判任
神奈川縣
警視 專任二人 奏任
警部 專任八人 判任
警視廳ニ監察官三人、神奈川縣ニ監察官一人ヲ置キ前項ノ警視ヲ以テ之ニ充ツ
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
勅令第四百四十四號 大正十二年十月十三日
大正十二年勅令第四百十三號中左ノ通改正ス
第一項中「及神奈川縣」ヲ「神奈川縣、埼玉縣及千葉縣」ニ、同項警視廳ノ部中「警視專任五人」ヲ「警視專任十一人」ニ、「警部專任二十人」ヲ「警部專任四十四人」ニ、同項神奈川縣ノ部中「警視專任一人」ヲ「警視專任三人」ニ、「警部專任八人」ヲ「警部專任十二人」ニ改メ同項ニ左ノ二部ヲ加フ
埼玉縣
警部 專任二人 判任
千葉縣
警部 專任二人 判任
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百四十五號 大正十二年十月十三日
當分ノ内東京府及神奈川縣ノ郡ニ於ケル巡查ノ定員ハ大正五年勅令第三十號ニ規定スル市ニ於ケル定員ノ限度内ニ於テ内務大臣之ヲ定ム
附則

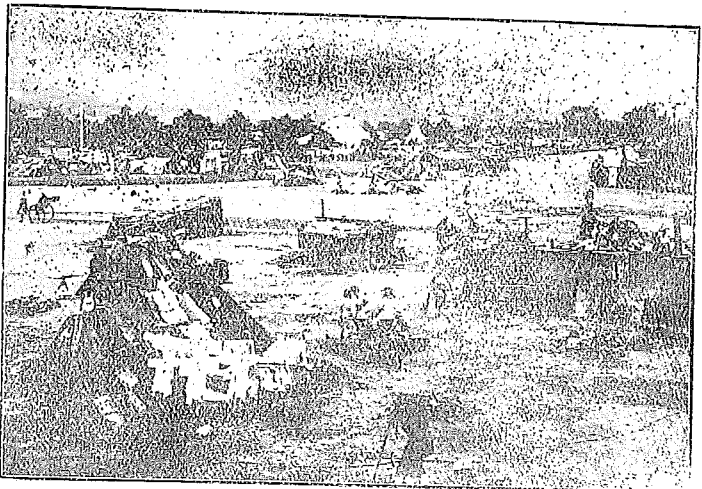
事でありまして殊に東京府下神奈川縣下に於ては此の慘害が最も激甚を極めまして爲に人心が動搖し治安の維持に付ては容易ならぬものかありま

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(參照)
大正五年(三月三十日公布)
勅令第三十號

廳府縣巡查ノ定員ハ警部補ヲ通シ左ノ定限内ニ於テ土地ノ狀況ヲ斟酌シ内務大臣之ヲ定ム

市又ハ北海道若ハ沖繩縣ノ區ニ於テハ人口三百乃至八百ニ付 一人
郡ニ於テハ人口六百乃至二千ニ付 一人

教習中ノ巡查及請願ニ依リ配置スル巡查ハ定員外トス
這般の關東地方に於きまする震災は前古未曾有の大變



宮城二重橋外避難民のテント小屋

に充つる爲警視七人と其の他の監督者として警部三十二

人を増員したり然して之が警視の配置場所は警視廳に在りては大森、中野、寺島、小松川、板橋、千住の六警察署神奈川縣に在りては川崎警察署を指定せられました尙巡査は

| | | |
|------|--------|-------|
| 府 縣 | 巡査定員 | 警部補定員 |
| 警視廳 | 二、〇〇〇人 | 一〇〇人 |
| 神奈川縣 | 三〇〇人 | 一五人 |
| 千葉縣 | 一〇〇人 | 五人 |
| 埼玉縣 | 一〇〇人 | 五人 |

計巡査定員に二千五百人警部補定員に百二十五人を配置して此の未曾有の震災に關し「帝都及附近郡村に於ける治安維持の職責を充分遂行するに努めらるゝ處ありて之が經費は非常の場合に處するものなるに鑑み國庫より地方費に補給せらるゝといふことでありませ

又廳府縣巡査定員に特例を設くるの理由は震災の爲東京市と横濱市の大部分を焼失しましたので是等の罹災民は隣接郡部に親戚知己や故舊を便りて避難を致しましたので此の隣接郡部の人口は急激に増しましたを以て震災等の治安は警察官の外戒嚴令を施行せられて居ります結果として多數の兵員とを以て維持して居りますものゝ戒嚴令は遠からず撤廢せらるべきを思はねばなりません然して其の後の東京府及神奈川縣に於ける治安の維持は警察官のみを以て之に當らねばならぬのであります扱て現在

正勤務勉勵事務熟達ノ巡査ニシテ廳府縣長官ニ於テ其ノ精勵ヲ表彰シタル者ニハ一箇月十圓以内ノ精勤加俸ヲ スルコトヲ得

震災に伴ひて警視廳及神奈川縣其の他震災地に在りては從來の巡査定員の缺員がありました外今回更に増員を行ふことになりましたので之が充實に當りましては勿論大々的な募集も致します又募者も相當に在ります尙是等新規募集巡査の教習期間も短縮することを認可せられまして可出來る丈早く補充の途を講じつゝありますけれども到底之等の者のみにては所期の要求を満足せしむることが出來ませぬので勢ひ他府縣から現任巡査の出向を受けなければならぬこととなりまして之が現任巡査を得るに當りましては從來精勤加俸を受けて居る者も出向を命ずることとなります因つて從來の給與令にては是迄精勤加俸を受けて居りました者も他府縣に参りましては精勤加俸を受けることが出來ませぬさりとて俸給をそれ丈昇給せしむる譯にも参り兼ねる事情もありません乍然出向を命ずるに當りましては是等の者を全部除外すると云ふことも困難なる場合を生じますので今回之が給與令中に改正を行ひまして精勤加俸を受けて居りました者が他の府縣に轉勤を命ぜられた者に對しては精勤加俸を給すること出來る様になりました

の狀況如何と云ふに東京府に在りては市部は人口三百人に付巡査一人の割合郡部は人口六百に付巡査一人の割合を以て配置してあるのでありますして巡査定員令の郡部は人口六百乃至二千に付巡査一人の割合なるを以て従つて現行法令の下では此の上の増員は出來ぬのであります依つて右事情に基きまして當分の間特例を開きて郡部も市部と同様人口三百乃至八百に付巡査一人の割合を以て配置を爲して郡部の警察力を充實し以て一般民心の安定を圖るの必要上特例を設けられたのであります

巡査給與令中改正の件

勅令第四百四十八號 大正十二年十月二十日
巡査給與令中左ノ通改正ス
第四條ノ三ニ左ノ一項ヲ加フ
精勤加俸ヲ受クル者ニシテ廳府縣ニ轉勤シタルモノニ付亦前項ニ同シ

附 則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス
(參照)
明治三十九年九月二十六日公布勅令第二百五十九號
巡査給與令抄錄
第四條ノ三 同一廳府縣ニ於テ五年以上勤続シ行狀方

巡査給與品及貸與品規則中改正の件

勅令第四百四十九號 大正十二年十月二十日
巡査給與品及貸與品規則中左ノ通改正ス
第一條中「乙種外套」ノ下ニ「又ハ防水製長マント」ヲ加フ
第二條中「刀」ノ下ニ「又ハ短刀」ヲ「刀」ノ下ニ「又ハ短刀」ヲ加ヘ「水上又ハ自轉車勤務ノ巡査ニハ短刀及短刀帶」ヲ削ル
第四條中「乙種外套」ノ下ニ「又ハ防水布製長マント」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(參照)
明治三十年十月二日公布勅令第三百三十九號 巡査給與品及貸與品規則抄錄
第一條 巡査に給與スヘキ品目左ノ如シ
一 乙種外套
第二條 巡査ニ貸與スヘキ品目左ノ如シ
一 刀
一 刀帶
前項ノ外水上又ハ自轉車勤務ノ巡査ニハ短刀及短刀

帶ヲ、乘馬勤務ノ巡查ニハ拍車ヲ貸與ス

第四條 給與品ノ員數及使用期限ハ左ノ如シ但シ已ムヲ得ザル事情アルトキハ員數ヲ増減シ及使用期限ヲ伸縮スルコトヲ得

一、乙種外套一著 二十四箇月

巡查服制の改正に基きまして巡查の被服中防水布製の乙種外套は之を給與品として普通乙種外套と同様の取扱を爲すの必要上従來は短刀を佩用する者は正装の場合に於ては刀を佩用するの必要があつたのでありますが斯くては二重に準備をするので不經濟であります故之を改めて刀又は短刀の一方をのみ貸與することと致しましたのであります

警察官消防官服制並巡查服制中

改正の件

勅令第四百五十號 大正十二年十月二十日

警察官及消防官服制中左ノ通改正ス

警察官及消防官服制圖例備考第三號ヲ左ノ如ク改ム

一、短刀ハ消防靴上又は交通取締ノ勤務ノ者其ノ他土地ノ狀況又ハ勤務ノ性質ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ樺太廳長官又ハ廳府縣官ノ指定スル者之ヲ佩用スルモノトス

同第四號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

一、乙種外套ハ防水布製長マントヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

一、土地ノ狀況又ハ勤務ノ性質ニ依リ必要アルトキハ樺太廳長官又ハ廳府縣長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ拳銃ヲ帶用セシムルコトヲ得

同第五號中「内務大臣ノ認可ヲ得テ廳府縣長官之ヲ定ム」ヲ「主務大臣ノ認可ヲ受ケ樺太廳長官又ハ廳府縣長官之ヲ定ム」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

明治四十一年二月五日公布勅令第七號警察官及消防官服制抄録

圖例備考第三號第五號

一、短刀ハ警視廳消防部長、水上勤務ノ警視、消防司令、大阪府消防勤務ノ警視、水上勤務ノ警部、消防士、消防機關士及水上勤務ノ警部補ニ限り之ヲ佩用スルモノトス

一、土地ノ狀況ニ依リ防寒具ノ必要アルトキ又ハ消防官ニ特種ノ制帽若ハ防火具ノ必要アルトキハ内務大臣ノ認可ヲ得テ廳府縣長官之ヲ定ム

勅令第四百五十一號 大正十二年十月二十日

巡查服制中左ノ通改正ス

巡查服制圖例備考第三號ヲ左ノ如ク改ム

一、短刀ハ水上又ハ交通取締ノ勤務ノ者其ノ他土地ノ狀況又ハ勤務ノ性質ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ樺太廳長官又ハ廳府縣長官ノ指定スル者之ヲ佩用スルモノトス

同第四號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

一、乙種外套ハ防水布製長マントヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

一、土地ノ狀況又ハ勤務ノ性質ニ依リ必要アルトキハ樺太廳長官又ハ廳府縣長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ拳銃ヲ帶用セシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

明治四十一年二月五日公布勅令第八號 巡查服制抄録 圖例備考第三號

一、短刀ハ水上又ハ自轉車勤務ノ者之ヲ佩用スルモノトス

本件に關して十月二十日付改正がありました但其の趣旨は警察官及消防官並に巡查の外套は羅紗製のものを使

用するの定でありますから豪雨の際の如き雨水が肌を浸し又夏季にありましては雨水が肌を浸しますのみでなく到底苦熱に堪えませぬ状態であります依つて防水布製のものを使用せしめて雨水の浸潤を防ぐと共に暑熱の候の使用を氣安からしめむとするに於て短刀は従來は消防水上、自轉車勤務の者之を佩用するの定でありましたが土地の狀況即ち林野警察、大都市警察、勤務の性質即ちサイドカー乗用、交通取締等の如き之が佩用の範圍を擴張して右等の場合は主務大臣の認可を受けて之を佩用せしむると土地の狀況又は部隊の性質等を考慮して必要のある場合には主務大臣の認可を受けて拳銃を帶用せしむることを得るの途を開く等以上三項の改正であります

警察賞與に關する特例の件

内務省令第三四號 大正十二年九月二十一日

警察賞與ニ關スル件左ノ通り之ヲ定ム

大正十二年九月一日ノ震災ニ關シ東京府神奈川縣埼玉縣群馬縣千葉縣茨城縣及靜岡縣ニ於テ警察上特ニ功勞アリタル者ニ對シ警察賞與規則ニ依リ廳府縣長官ノ授與スル金額ハ當分ノ内警察賞與規則施行細則第一條ノ規定ニ拘ラス左ノ區別ニ依ル

特別賞 金五百圓以下

普通賞 金百圓以下
特別賞ヲ授與スル場合ハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
非常の際に於て非常の措置を爲すべきは詔書の上にも明に宣させ給ひたる所でありませし殊に警察賞與規則の如きは我國の經濟狀態が今日の如くならざる遠き以前の制定に係るものでありますから此非常時に於て其の特例を設けられたのは偶然ではありませぬ而して此の規定に依りて直に其の適用を見た小野塚警視廳巡查の功勞の如きは今日我國の經濟狀態に顧みて尙其飽き足らぬのを何人も感ずるであらうと思ひます即ち同巡查の功勞の次第は左の如くであります

深川扇橋警察署勤務警視廳巡查小野塚與八氏は大正四年十一月拜命以來無罰皆勤にして平素勤務勉勵成績優良殊に四ヶ年間富川町猿江裏町等の特種細民部落の調査係として精神的に彼等の境遇に同情し以て調査救護の實を揚げ彼等をして感動心服せしめ細民よりは慈父の如く親まれ警察上の功績見るべきものあり曾て大正十二年三月警視廳監より其功勞を表彰せられ一般警察官の模範たりしが今回の大震災起るや富川町方面の倒壊家屋の調査罹災民の救護警戒警訪に従事し先同町三十一番地請負業大

治安維持の爲にする罰則に關する件

勅令第四〇三號 大正十二年九月
出版通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ間ハス暴行、騷擾其ノ他生命、身體若ハ財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊亂スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑亂スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

生活必需品に關する暴利取締の件

勅令第四〇五號 大正十二年九月
震災ニ際シ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ生活必需品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ又ハ不當ノ價格ニテ其ノ販賣ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又は三千圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ生活必需品ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

暴利取締の件に依る生活必需品指定の件

實事平井寅吉方に墜り決死隊を組織し左隣に赤布を捲付け同人の子分二十一名を指揮して倒壊家屋の下敷となれる被害者二十餘名を救助して本所林町二丁目なる橋風會内空地に避難せしめたる上一旦歸署して此狀況を報告したる後更に救護の爲同町に出張救護中午後四時半頃東大工町よりの發火東洋紡績會社に延焼し續て火勢富川町に延焼し來るや同巡查は東元橋に至る富川町河岸道路は倒壊家屋の爲め閉鎖せると南風に危険なるを察知し避難民に東森下町に通ずる伊豫橋を渡り岩崎公園に避難すべしと連呼し數千の人民をして其避難方向を誤らしめず而して自己は伊豫橋に於て四面火烟に包まれ身には火傷を被るも毫も屈せず挺身救護に従事し附近人民の悉く避難せるを認め一度伊豫川に身を投じて官服を浸し再び東森下町方面に上陸し尙避難者を呼號指揮し居る際會々起れる大旋風の爲め火煙に包まれ遂に殉職するに至りしか斯の如き同巡查の周到なる注意と勇敢なる活動とに依り幾千の避難民を救護し其職責を完ふしたるは一般警察官吏の龜鑑とすべきものなりとて今回發布の勅令に依て特別賞金五百圓を賞與せられたのであります

以上の外此震災時に於て吾人の注意すべき法令としては左記の緊急勅令其の他であります

農商務省令臨第一號 大正十二年九月

大正十二年九月七日勅令第四百五號生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件ニ依リ生活必需品ノ品目ヲ左ノ通指定ス

- 一、食料品
- 二、器具及食器
- 三、薪炭、油其ノ他ノ燃料及照明用品
- 四、船車其ノ他ノ運搬具及之ニ使用スル消耗品
- 五、建築材料(礎、疊、建具及家具ヲ含ム)及建築用具
- 六、藥品其ノ他ノ衛生材料
- 七、綿、毛、綿毛糸、綿毛布及其ノ製品
- 八、紙類
- 九、梱包用材料
- 十、履物、雨具及掃除用品
- 十一、筆墨其ノ他ノ文具

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の外震災に關連する規定にして組織に屬するものは▲臨時震災救護事務局官制▲關東戒嚴司令部條例▲帝都復興審議會官制▲帝都復興院官制等があり又其他▲非常徵發令▲同令に依り徵發し得べき物件▲一定の地域に戒嚴令中必要の規定を適用するの件▲私法上の金錢債務の支拂延期及手形等の權利保存行為の期間延期に關す

る件▲米穀の輸入税免除の件▲震災被害者に對する租税の減免等に關する件▲生活必需品並土木又は建築の用に供する器具機械及材料の輸入税の低減又は免除に關する件▲震災地の行政廳の權限に屬する處分に基く權利利益存續期間等に關する件▲東京府及神奈川縣の市街地建築物法適用區域内に於ける假設建築物等に關する件等も又此際に發布せられたる注意すべき法令であります其の全文は誌面の都合に依り遺憾ながら省略して置きます

◆御慶事御延引と御内帑金の下賜

今回の大震災に付我が皇室に於かせられては民衆塗炭の苦みを痛く御軫念あらせられ畏くも十一月下旬に行はせらるる東京宮殿下の御慶事は東京市民の熱誠なる悃願ありしにも拘らず斷然來春の初めまで御延期あらせられ又九月四日を以て御内帑金一千萬圓を割きて罹災民に下賜さるゝ旨左記の通り御沙汰あらせられたり

今回稀有の大地震東京及近縣を襲ひ之に加ふるに大火を以てし其災害甚だ大なるは實に國家生民の不幸なり予は其實狀を見聞して日夜憂戚し殊に罹災者の境遇に對しては心深く之を傷む茲に内帑を頒ちて其痛苦を慰めんとして欲す官民夫れ協力して適宜應急の處置を爲し以

て遺憾無きを期せよ

此の御沙汰を拜受した山本總理大臣は恐懼措く所を知らず直に左の告諭を發して國民一致の努力を仰望した東京及近縣に亘れる今次の震災に伴ふ大火災を以てし慘害の甚だしき言語に絶し日常の設備蕩然一空に歸し焦眉の措置最も急を要す

政府は先づ秩序を保ち安定を得しむるに努め食糧物資の補給建築材料の準備其他應急百般の施設を爲すに於て最善の努力を盡しつゝあり

攝政殿下深く御憂慮あらせられ親しく優渥なる御沙汰を賜ひ内帑の資を發せらるゝ旨を傳へられ適宜應急處置を爲し遺憾なきを望ませらるる生民の休戚に就き御軫念あらせらるゝの深き同胞と俱に本大臣の恐懼感激に堪へざる所なり茲に聖旨を奉じて應急の處置を執り復舊を圖るは政府の全力を擧げて事に従ふ處なるも亦舉國一致の奮起協力に待つこと切なり希くは罹災者は固より一般の國民能く聖旨の渥きを奉體し官民戮力以て仁慈なる御沙汰の貫徹を期し各自相激勵して適應の處置を誤らず此異常の災害に對して絶大の努力を致されむことを是本大臣の切望に堪へざる所なり

◆内外各方面よりの義捐金品

我が皇室は前項記載の如く多額の御内帑金を賜ひ各皇族殿下よりも亦金五拾萬圓恩賜の御沙汰ありて一般に其の範を示させ給ふ隨て内外に在る我が臣民の之に激勵せられるたるは勿論世界各國民も又多大の同情を以て争ふて救恤の金品を義捐するに至り去月八日までに入込を受けたる金品は實に左の多額を算するに至つた

| | |
|----------|----------------|
| 義捐金 | |
| 内地(植民地共) | 三六、四六八、三五四圓一五錢 |
| 外國(内外人共) | 八、九二〇、三〇一圓三七錢 |
| 義捐品見積價格 | |
| 内地(同上) | 一八、三六一、〇〇〇圓 |
| 外國(同上) | 七、八五一、〇〇〇圓 |

◆東京横濱間の輕便警察電話の架設

九月一日の大震災以來汽車電車の交通機關は杜絶し郵便電信電話の通信機關亦其の效用を失ひ爲に災害最も甚しき横濱方面の通信は意の如くならず機宜の措置を講ずるに不便の點尠からず遺憾の點が多かつたのであります因つて神奈川縣警察部と警視廳を通じて内務大臣官舎

内の臨時震災救護事務所と警備部との間に輕便警察電話架設の計畫を爲し九月十三日開始し十五日夕刻之が開通を見ました此の間僅かに三日此に要せし費額八千餘圓であります之が爲に警察上の利便は勿論救護其の他の應急上の施措に關しまして利便を與へました事は多大であります

◆震災に遭難せるは二十四列車

今回の大震災に付進行の途中に於て遭難せる列車の總數は二十四列車で内八列車が客車で他は貨物列車である此遭難列車で即死せる者は百二十三名重傷後死亡せる者八名重傷者五十一名は判明せるか尙此外に行衛不明者の多數にあることはかの眞鶴線根府川驛の遭難車か山津波の爲め海中に押出され今に車體すら發見されないのを見ても明かである今各列車の遭難場所及列車番號を示せば左の如くである

| | |
|------|---------|
| 列車番號 | 場所 |
| 貨四一一 | 入江 |
| 客一一二 | 程土ヶ谷横濱間 |
| 同 七九 | 戸塚大船間 |
| 貨六〇五 | 大船 |

貨六二四 大船
 同四〇三 大船藤澤間
 同六〇〇 藤澤
 同六二五 茅ヶ崎
 同四一〇 同上
 客 七四 平塚大磯間
 貨六〇三 下曾我國府津間
 貨六〇二 下曾我松田間
 同四二三 山北谷峯間
 同四〇九 御殿場
 同九〇二 岩波
 同 三二一 鎌倉
 客五一四 田浦沼間
 同 一〇九 根府川
 同 一一六 同上
 貨八五二 長津田
 同九九二 取手
 客八一四 荒川沖土浦間
 貨二六一 岩井
 客二一一 安房北條九重間

◆山内相生署長の殉職と家族の焼死

今回の大震災に際し警視廳管内にては芝區内の三田高輪二警察署の外山の手各區及郡部の各警察署と第三第四の兩消防署を除くの外其本廳舎を初め麴町、日比谷、錦町、西神田、外神田、久松、堀留、新場橋、築地、北紺屋、月島、愛宕、上野、坂本、象潟、日本堤、南元町、七軒町、相生、原庭、向島、太平、西平野、扇橋、洲崎、水上の二十六警察署と第一第二第五第六の四消防署は悉く烏有に歸し署員の被害者も頗る多數に及びたるが中にも最も悲酸を極めたるは本所相生署にして署長警視廳警視山内秀一氏を初め十有七名の殉職者と二十餘名の行衛不明者を出して居る中にも山内署長が四萬餘の生靈を奪ひたる被服廠裡に於て猛火と惡闘して尊き犠牲者と爲りたる壯烈の最期は最も悲酸を極めたものである

其日署長は丁度府會議員選舉取締に關する打合せの爲め午前九時から同署三階樓上に原庭、太平向島各組合署員の會合が開かれ大地震が起るや山内署長はバルコニーに立出で管内の被害状況を望むと共に直に有馬警部補に命し非番員を召集して之を各派出所に配置した此の時火の手は既に深川安宅町、淺草橋附近、淺草千束町、本所錦糸町及び日本橋其他から揚つてゐたが未だ管

内は幸ひに無事を得たので署長は震災並に火災狀況視察の爲め管内一巡の目的で署を出動した時に二時四萬の生靈を奪つた呪はしき火は深川方面の火焰を受けて先づ管内花町附近に最初の黒煙を揚けた續いて淺草橋方面の飛火を受けて石原町に發火を見國技館附近に新しき火の手を望んだ時には林町附近はもう火の海と化してゐた二時五十分管内の視察を終つて急遽引返した署長はその時同署構内に避難してゐた約一千人に向ひ危険と見て兩國橋方面へ退却すゝめ同時に四人十三名を釋放して在署員に對し横網町被服廠側なる鐵筋コンクリート築造の巡查合宿所に避難を命じた山内署長原警部等約二十名もそれに次で同所へ難を避けたか既に二萬坪以上もある被服廠跡の廣場には四萬餘の人があり家財は山の如く積んで足の踏場もない大混雑を呈してゐたかくて四時近くより風は益々強力を加へて來たので同所にあつて避難民を指揮してゐた署長以下の警察官は止むを得ずその取締を斷念して皆居所の地上に伏した刹那、廣場遙かの南西方に當つて一大音響と共に黒々と大火柱が立つたそれは旋風だつたのであるこの強烈な大旋風は忽ちにして宏壯な安田邸を丸呑みとして火は被服廠の廣場に雨と降り注いで各所に山と積まれた家財より一時に火を發し四萬の人を嘗め盡さん

勢ひで燃え廣がり阿鼻叫喚、修羅の巻を此處に實現した署員の全部はそれと共に悉く意識を失つたので其後山内署長は行動はこれを窺知するを得ないが屍體となつて發見された地點から當時の状況を推測するとこの一大旋風が起るや山内署長は最も安全な地帯として署員並に其家族の多數を避難せしめた巡查合宿所の危険を思ひこれを救護すべく旋風を突破して同所へ向つたが南へ強く吹きかけ來る旋風の爲めに足を取られ安田邸方面に吹き飛ばされつひに焼死したものでらしい全く同所の旋風は猛烈を極めたもので安田邸の一避難者が庭を逃ぐる際この猛煙を浴てその儘木伊乃となつた一事實でも想像される風や、收まつたのは同夜七時三十分頃で同時に意識を戻した原警部は先づ立つて署員の在否を大聲で呼ばつたがそれに應じたものは齋藤電信技手唯一人で合宿所前の溝板の下から關塚巡查同所廣場から有馬警部補柳下巡查部長の重傷を負ふて倒れてゐたのを續いて救ひあげた山内署長見えずと原警部はまだ燃え残る屍體を踏分け險を冒して隈なく署員の在否を大呼して歩いたすると突然、腕に幼児を抱いた一婦人が横臥の人込みの中から起上つて原警部に「ヤマダチ〜」と呼びかけるので同警部も山口々々と反問するとその婦人は意識をかへしたらしく「ヤマノウチ」と明

に梁田政藏氏があゝ民衆救護の神山内署長と題して詠
ぜられたる新體詩一編を附記して聊か氏の靈魂を慰む
るの一端に供する

(一)

天柱、地軸、ひとなめと
うづまく魔火の大紅蓮
罪も報もしらつゆの
小さいのちもあらばこそ
幾萬の生靈、たゞれ消ゆ
焦熱地獄、被服廠

(二)

神ならぬ身も忘れはて
我かつまこをも忘れはて
陛下の赤子すくはんと
護法の職に殉じたる
署長の劍はやけ折れて
白骨山下うづもれぬ

(三)

あゝ悲壯、山内署長
二百萬市民の都
滿目焦土と化し去りて
阿鼻叫喚は絶ゆるとも

隙に答へた顔は全く焼くづれてそれと見る由もない
がその聲音に確に署長夫人である事を知つた頃警部は
喜んで助け上げそこから四丁程離れた唯一の焼殘家屋
御藏橋巡査派出所へかつぎ入れたが五度署長の安否
を糺し遂に三日午後五時落命して仕舞つた然もその腕
には死ぬまで既に屍體となつた令嬢が抱かれてゐた山
内署長の屍體らしきものが前記の場所に發見されたの
は四日の午前十一時で帶劍に依り略ぼそれと推測する
のみ勿論その姿をたしかめる事は出来なかつたさうで
ある

因に同署長の略歴を擧ぐれば氏は金澤市の士族にして
明治三十三年愛知中學校を出て、第四高等學校に入り
三十八年卒業同年法科大學に入りて獨法を修め四十三
年七月業を卒へ大正二年七月初めて警視廳警部補に任
官し大正五年警部に陞任し同年高等文官試験に合格し
同六年警察練習所教官より小松川警察署長に榮轉し次
で衛生部衛生課長に轉じ同七年六月警視に任じ下谷谷
中警察署長に補せられ後淺草七軒町本郷本富士の兩署
長を経て本年三月相生署長に榮轉されたのである資性
濃厚部下を愛撫し上下信頼其前途を囑望したるに惜む
べきことである最後に官其功績を認め特旨を以て正六
位に叙し勳六等單光旭日章を授けられたのである終り

署長の誠血とこしえに
民衆救護の神たらむ

◆被保護出獄人收容人員について

頃日神田錦町警察署の囑により神田神保町に保護所を
建設したる明治三十年一月以降の保護出獄人收容人員累
年表を作製す其資料を以て本表を圖す

基數七千五十一人 當事業の創始は明治十六年にして
爰に四十年間保護したる總員は七千四百六十四人(男六七
九四女六七〇)なるも保護所建設までの十四年間に保護し
たる重罪長期者三百五人は原胤昭の家庭に收容保護し
たるものにして事態異なる點あり又百八人の虐待兒童保
護是亦異様の者なれば共に除外し七千五十一人を本計表
の基數とす

本表を調製して深き興味を興へられたるものは他機關
の發展が當所收容人員の増減に明に顯はれつゝある事に
あり

說 明

(A) 當保護所は明治三十年英照皇太后陛下崩御大赦御施
行に際し赦免せられたる長期刑囚の出獄者を保護する
の必要に應じたるものなるにより建設當年の收容人員

は實に二百九十六人なり
(B) 次年以後は減刑赦免者のみなるにより收容人員に減
少あり

(C) 不良少年の跋扈により婦人犯罪増加の傾向ありて婦
人出獄保護を開始し追年收容人員を増す

(D) 婦人保護専門の機關成立に至り當所の收容人員を減
す

(E) 新刑法の實施に當り大正元年より微罪起訴猶豫釋放
者の保護を開始し收容人員激増し大正三年の大多數を
見たるものなり

(F) 他の免囚保護機關に於ても微罪起訴猶豫釋放者の保
護に着手せらるゝに至り當所の收容人員を減す

(G) 虐待兒童保護は大正十一年に於て救世軍社會事業部
移にしたり

(H) 他の保護機關にて保護を拒絶されたるもの又は受刑
中改善不能にて警察の注意に回付されたる累犯者等に
して保護を求め來たる者あり追年又増員の傾向あり
保護仕末 收容年末の現在を示したるものにて數年經過
後の適確なる保護成績にはあらず

良 在京就職二、七六三 地方就職 地方歸住又は出
稼き就職二、三三三 死亡七八 及他の機關へ轉移
二七一せしめたるもの 計五、三八五